

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月25日

岩手県公安委員会

委員長 雫石 禮子

岩手県公安委員会規則第3号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(選任又は解任の届出)</p> <p>第15条 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者の選任又は解任の届出は、<u>安全運転管理者選任（解任）届</u>（様式第6号）2部を公安委員会に提出して行わなければならない。</p> <p>2 法第74条の3第5項の規定による副安全運転管理者の選任又は解任の届出は、<u>副安全運転管理者選任（解任）届</u>（様式第6号の2）2部を公安委員会に提出して行わなければならない。</p> <p>3 前2項の選任の届出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 安全運転管理者にあつては、<u>その者の自動車の運転の管理に関する実務の経験を証明する運転管理経歴書</u>（様式第7号。以下「<u>運転管理経歴書</u>」という。）又は第19条第3項に規定する安全運転管理者資格認定書の写し</p> <p>(3) 副安全運転管理者にあつては、<u>その者の自動車の運転の経験の期間を証明する運転経歴書</u>（様式第8号）、<u>運転免許証の写し、運転管理経歴書又は第19条第3項に規定する副安全運転管理者資格認定書の写し</u></p> <p>(4) 自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号に規定する書面で安全運転管理者等の運転記録の証明に関する事項を記載したもの<u>及び安全運転管理者等が施行規則第9条の9第1項第2号イ及びロのいずれにも該当しない者であることを証する書類</u>（施行規則第9条の9第1項第2号イ及びロのいずれにも該当しない旨を記載した安全運転管理者等の書面も含む。）</p> <p>(5) <u>安全運転管理者等の履歴書</u></p> <p>4 [略]</p> <p>(届出事項の変更の届出)</p> <p>第20条 自動車の使用者は、施行規則第9条の12第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる事項に変更を生じたときは、当該変更の理由の生じた日から起算して15日以内に、<u>安全運</u></p>	<p>(選任又は解任の届出)</p> <p>第15条 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者の選任又は解任の届出は、<u>安全運転管理者に関する届出書</u>（様式第6号）2部を公安委員会に提出して行わなければならない。</p> <p>2 法第74条の3第5項の規定による副安全運転管理者の選任又は解任の届出は、<u>副安全運転管理者に関する届出書</u>（様式第7号）2部を公安委員会に提出して行わなければならない。</p> <p>3 前2項の選任の届出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>施行規則第9条の9第1項第2号の規定による公安委員会の認定を受けた安全運転管理者にあつては、第19条第3項に規定する安全運転管理者資格認定書の写し</u></p> <p>(3) <u>施行規則第9条の9第2項第2号の規定による公安委員会の認定を受けた副安全運転管理者にあつては、第19条第3項に規定する副安全運転管理者資格認定書の写し</u></p> <p>(4) 自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号に規定する書面で安全運転管理者等の運転記録の証明に関する事項を記載したもの</p> <p>(5) <u>経歴書</u>（様式第8号）</p> <p>4 [略]</p> <p>(届出事項の変更の届出)</p> <p>第20条 自動車の使用者は、施行規則第9条の12第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる事項に変更を生じたときは、当該変更の理由の生じた日から起算して15日以内に、<u>安全運</u></p>

転管理者届出事項変更届（様式第6号）又は副安全運転管理者届出事項変更届（様式第6号の2）を2部公安委員会に提出しなければならない。

（運転者数等の定期届出）

第21条 自動車の使用者は、毎年12月31日現在において雇用する運転者数及び使用する自動車台数を、運転者数等届（様式第15号）により、公安委員会に届け出なければならない。

（緊急自動車の運転資格の審査手続）

第26条 令第32条の3、第32条の4又は第32条の5の規定による緊急自動車の運転資格の審査を受けようとする者は、緊急自動車運転資格審査申請書（様式第17号）を公安委員会に提出し、指定された日時及び場所において審査を受けなければならない。

別表第1（第2条関係）

申請書等	経由先
[略]	
安全運転管理者 <u>選任（解任）届</u> <u>届出事項変更</u> (様式第6号)	[略]
副安全運転管理者 <u>選任（解任）届</u> <u>届出事項変更</u> (様式第6号の2)	[略]
[略]	
安全運転管理者 副安全運転管理者 資格認定申請書 (様式第13号)	[略]
運転者数等届 (様式第15号)	[略]
標章除去申請書 (施行規則別記様式第5の4)	[略]
[略]	

別表第2（第12条の2関係）

種類	路線名	区間
[略]		
一般国道	[略]	
	45号	[略]
		宮古市大字金浜第7地割字船河原8番1から大字松山第6地割28番1まで
		下閉伊郡岩泉町中島字長内無番から下閉伊郡田野畑村南大芦57番1まで

転管理者に関する届出書又は副安全運転管理者に関する届出書を2部公安委員会に提出しなければならない。

第21条 削除

（緊急自動車の運転資格の審査手続）

第26条 令第32条の3、第32条の4又は第32条の5の規定による緊急自動車の運転資格の審査を受けようとする者に係る令第13条に規定する緊急自動車の使用者は、緊急自動車運転資格審査申請書（様式第17号）を公安委員会に提出しなければならない。

別表第1（第2条関係）

申請書等	経由先
[略]	
安全運転管理者に関する届出書 (様式第6号)	[略]
副安全運転管理者に関する届出書 (様式第7号)	[略]
[略]	
安全運転管理者 副安全運転管理者 資格認定申請書 (様式第13号)	[略]
標章除去申請書 (施行規則別記様式第5の4)	[略]
[略]	

別表第2（第12条の2関係）

種類	路線名	区間
[略]		
一般国道	[略]	
	45号	[略]
		宮古市金浜第7地割8番1から上鼻二丁目40番1まで
		下閉伊郡岩泉町中島字長内無番から下閉伊郡田野畑村南大芦57番1まで

	1 運転の管理経験2年以上					9 卸売・小売業 10 不動産業										
	2 教習修了者で運転の管理経験1年以上					11 金融保険業 12 運輸業										
	3 公安委員会の認定					13 電気ガス業 14 通信業										
⑤ 職務上の地位						15 サービス業 16 その他										
⑥ 安全運転管理者が運転免許を持っている場合	免許の種類					使用の本拠における自動車台数 ⑩ 乗用貨物 大 中 普 軽 大 中 普 軽 大型特殊 小型特殊 大型二輪 普通二輪 計										
	免許年月日															
	免許番号	第 号														
	交付年月日	年 月 日														
	交付公安委員会	公安委員会														
⑦ 安全運転管理者の勤務態様	勤務	1 日勤 2 隔日 3 その他 ()				⑪ 運転者数・運転者数 免許種別 大 中 普 大 大 大 小 一 二 一 二 一 二 一 二 自 自 種 種 種 種 種 種 種 種 二 二 特 計										
	副安全運転管理者の有無	1 有 (名) 2 無														
⑧ 安全運転管理者の略歴	勤務期間	自 . . . 至 . . .		勤務所名	職名	⑫ 前安全運転管理者 解任年月日 年 月 日 氏名 解任事由 1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他 ()										
	自 . . . 至 . . .															
	自 . . . 至 . . .															
	自 . . . 至 . . .															
	自 . . . 至 . . .															

- 備考1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 選択記入を行う場合は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 運転者数欄は、1名当たり上位免許1種類を記入してください。

(A4)

様式第8号を削り、様式第7号を次のように改める。

様式第8号(第15条関係)

経歴書			
本籍・国籍等			
住所			
住居等(住民登録と住居が異なる場合)	住居		
	理由		
氏名		生年月日	年 月 日生
自動車の運転管理に関する実務経験期間			年 月 日間
自動車の運転経験期間			年 月 日間
教習修了証明書交付年月日			年 月 日
安全運転管理者資格認定書交付年月日			年 月 日
副安全運転管理者資格認定書交付年月日			年 月 日

道路交通法第74条の3第6項の規定による命令による解任の有無及び解任を命ぜられたことがある場合は、その解任の年月日（解任を命ぜられたことが2回以上あるときは、最後の解任の年月日）	有 無 年 月 日
道路交通法第117条、第117条の2、第117条の2の2（第7号及び第11号を除く。）、第117条の3の2、第118条第1項第4号若しくは第5号、第119条第1項第11号若しくは第12号又は119条の2第1項第3号の違反行為の有無及び違反行為がある場合は、その違反行為をした年月日（該当する違反行為が2回以上あるときは、最後の違反行為をした年月日）	有 無 年 月 日
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 届出者 住 所 氏 名 印 （法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称） 並びに代表者の氏名 </div>	

(A4)

様式第6号の2を次のように改める。

様式第7号（第15条、第20条関係）

※整理番号	-		
副安全運転管理者に関する届出書			
			年 月 日
岩手県公安委員会 様			
副安全運転管理者を選任、解任 届出事項（①、③、④、⑤、⑨）を変更 お届けします。		① 届出者 住 所 氏 名 印 （法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称） 並びに代表者の氏名 （電話 ）	
} したので			
② 選任年月日	年 月 日		⑨ 使 用 の 本 拠 業 種 別
③ 副安全運転管理者氏名	(ふりがな)		
④ 資格要件	生年月日 (年齢) 年 月 日生 (歳) 1 運転の管理経験1年以上 2 運転の経験3年以上 3 公安委員会の認定	1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸売・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業	

⑤ 職務上の地位						15 サービス業 16 その他										
⑥ 副安全運転管理者が 運転免許を持っている場合		免許の種類				⑩ 乗用貨物 大 中 普 軽 大 中 普 軽 大 小 大 普 計 型 型 通 軽 型 型 通 軽 型 型 輪 輪 輪 輪										
		免許年月日														
		免許番号	第 号													
		交付年月日	年 月 日													
		交付公安委員会	公安委員会													
⑦ 副安全運転管理者の 勤務態様		勤務	1 日勤 2 隔日 3 その他 ()			⑪ 免許種別 一 二 一 二 一 二 一 二 大 小 種 種 種 種 種 種 種 種 自 自 計 二 二 特										
		補助者の有無	1 有 (名) 2 無			専従 予備										
⑧ 副安全 全運 転管 理者 の略 歴	勤務期間	勤務所名	職 名		⑫											
	自 . . . 至 . . .				解任年月日		年 月 日									
	自 . . . 至 . . .				氏 名											
	自 . . . 至 . . .				解任事由		1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他 ()									
	自 . . . 至 . . .															
	自 . . . 至 . . .															

(A4)

改正前	改正後
様式第9号 (第16条関係) [略] 備考 用紙の大きさは、縦 <u>6.2センチメートル</u> 、横 <u>9.0センチメートル</u> とする。	様式第9号 (第16条関係) [略] 備考 用紙の大きさは、縦 <u>5.5センチメートル</u> 、横 <u>9.1センチメートル</u> とする。
様式第12号 (第18条関係) [略] 備考 用紙の大きさは、縦 <u>6.2センチメートル</u> 、横 <u>9.0センチメートル</u> とする。	様式第12号 (第18条関係) [略] 備考 用紙の大きさは、縦 <u>5.5センチメートル</u> 、横 <u>9.1センチメートル</u> とする。
様式第14号 (第19条関係) [略] 備考 用紙の大きさは、縦 <u>6.2センチメートル</u> 、横 <u>9.0センチメートル</u> とする。	様式第14号 (第19条関係) [略] 備考 用紙の大きさは、縦 <u>5.5センチメートル</u> 、横 <u>9.1センチメートル</u> とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第15号を次のように改める。

様式第15号 削除

改正前	改正後
様式第17号 (第26条関係) [略] 申 氏名・生年月日 [略]	様式第17号 (第26条関係) [略] 氏名・生年月日 [略]

請 者	本籍・国籍等			
	住 所			
[略]				
摘 要				
[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。				

本籍・国籍等				
住 所				
[略]				
緊急自動車の使用者	所在地			
	職 名			
	氏 名	印		
備考 緊急自動車の使用者欄の印は、公印を押印してくだ さい。				
[略]				

附 則

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- この規則による改正前の岩手県道路交通法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。